第三十六条の四中「（特別区を含む。第三十七条の二及び第三十八条において同じ。）」を削り、第三章第一節の二中同条を第三十六条の九とする。

第三十六条の三第一号中「（建築物以外の工作物をいう。以下この条、第三十八条の四、第三十八条の五及び第三十八条の七において同じ。）」を削り、同条を第三十六条の八とする。

第三章中第一節の二を第一節の三とし、第一節の次に次の一節を加える。

第一節の二　田園住居地域内における建築等の規制

（堆積の許可を要する物件）

第三十六条の三　法第五十二条第一項の政令で定める物件は、次に掲げるものとする。

一　土石

二　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第一項に規定する廃棄物

三　資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源

（建築等の許可を要しない通常の管理行為、軽易な行為その他の行為）

第三十六条の四　法第五十二条第一項第一号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一　工作物（建築物以外の工作物をいう。以下同じ。）で仮設のものの建設

二　法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う工作物の建設又は土地の形質の変更

三　現に農業を営む者が農業を営むために行う土地の形質の変更又は前条各号に掲げる物件の堆積

（都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為）

第三十六条の五　法第五十二条第一項第三号の都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為として政令で定めるものは、国、都道府県若しくは市町村（特別区を含む。第三十六条の九、第三十七条の二及び第三十八条において同じ。）又は当該都市施設を管理することとなる者が都市施設に関する都市計画に適合して行う行為とする。

（農業の利便の増進及び良好な住居の環境の保護を図る上で支障がない土地の形質の変更等の規模）

第三十六条の六　法第五十二条第二項第一号、第二号ロ及び第三号の政令で定める規模は、三百平方メートルとする。

（堆積をした物件の飛散の防止の方法等に関する要件）

第三十六条の七　法第五十二条第二項第三号の政令で定める要件は、国土交通省令で定めるところにより、覆いの設置、容器への収納その他の堆積をした物件が飛散し、流出し、又は地下に浸透することを防止するために必要な措置を講ずることとする。

第三十八条の二中「第三十六条の三各号」を「第三十六条の八各号」に改める。

第三十八条の三中「第三十六条の四」を「第三十六条の九」に改める。

（建築基準法施行令の一部改正）

第六条　建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百三十条の九の五」を「第百三十条の九の八」に改める。

第二十条第二項第一号中「又は準住居地域」を「、準住居地域又は田園住居地域」に改める。

第百三十条中「第四十八条第十四項」を「第四十八条第十五項」に改め、同条第一号中「第十四項及び第十五項」を「第十五項及び第十六項」に改める。

第百三十条の二の三第一項第一号中「第二種住居地域」の下に「、田園住居地域」を加える。

第百三十条の三中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第五号中「第百三十条の五の二第四号及び第百三十条の六において」を「以下」に改める。

第百三十条の五の見出しを「（第一種低層住居専用地域等内に建築してはならない附属建築物）」に改め、同条中「及び(ろ)項第三号」を「、(ろ)項第三号及び(ち)項第六号」に、「及び第二項」を「、第二項及び第八項」に改める。

第百三十条の五の二の見出し中「第二種低層住居専用地域」の下に「及び田園住居地域」を加え、同条中「別表第二(ろ)項第二号」の下に「及び(ち)項第五号」を、「第四十八条第二項」の下に「及び第八項」を加える。

第百三十条の六の二中「(を)項第七号」を「(わ)項第七号」に、「第十二項」を「第十三項」に改める。

第百三十条の七の三中「(る)項第四号」を「(を)項第四号」に、「第十一項」を「第十二項」に改める。

第百三十条の八の二第一項中「(る)項第七号」を「(を)項第七号」に、「第十一項」を「第十二項」に改め、同条第二項中「(わ)項」を「(か)項」に、「第十三項」を「第十四項」に改める。

第百三十条の九第一項中「(り)項第四号及び(ぬ)項第二号」を「(ぬ)項第四号及び(る)項第二号」に、「第九項及び第十項」を「第十項及び第十一項」に改める。

第百三十条の九の二中「(わ)項」を「(か)項」に、「第十三項」を「第十四項」に改める。

第百三十条の九の六中「別表第二(ぬ)項第一号(十一)」を「別表第二(る)項第一号(十一)」に、「第四十八条第十項」を「第四十八条第十一項」に改め、第六章中同条を第百三十条の九の八とする。

第百三十条の九の五中「別表第二(ぬ)項第一号(二)」を「別表第二(る)項第一号(二)」に、「第四十八条第十項」を「第四十八条第十一項」に改め、同条第一号中「別表第二(ぬ)項第一号(五)」を「別表第二(る)項第一号(五)」に改め、同条第二号中「別表第二(ぬ)項第一号(十二)」を「別表第二(る)項第一号(十二)」に改め、同条第三号中「別表第二(ぬ)項第一号(十六)」を「別表第二(る)項第一号(十六)」に改め、同条第四号中「別表第二(ぬ)項第一号(二十八)」を「別表第二(る)項第一号(二十八)」に改め、同条第五号中「別表第二(ぬ)項第一号(三十)」を「別表第二(る)項第一号(三十)」に改め、同条を第百三十条の九の七とする。

第百三十条の九の四中「別表第二(り)項第三号(二十)」を「別表第二(ぬ)項第三号(二十)」に、「第四十八条第九項」を「第四十八条第十項」に改め、同条を第百三十条の九の六とする。

第百三十条の九の三中「別表第二(ち)項第三号及び(ぬ)項第三号」を「別表第二(り)項第三号及び(る)項第三号」に、「第四十八条第八項及び第十項」を「第四十八条第九項及び第十一項」に改め、同条を第百三十条の九の五とする。

第百三十条の九の二の次に次の二条を加える。

（田園住居地域内に建築してはならない建築物）

第百三十条の九の三　法別表第二(ち)項第二号（法第八十七条第二項又は第三項において法第四十八条第八項の規定を準用する場合を含む。）の規定により政令で定める建築物は、農産物の乾燥その他の農産物の処理に供する建築物のうち著しい騒音を発生するものとして国土交通大臣が指定するものとする。

（田園住居地域内に建築することができる農業の利便を増進するために必要な店舗、飲食店等の建築物）

第百三十条の九の四　法別表第二(ち)項第四号（法第八十七条第二項又は第三項において法第四十八条第八項の規定を準用する場合を含む。）の規定により政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一　田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗

二　前号の農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店

三　自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（第一号の農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が五十平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が〇・七五キロワット以下のものに限る。）